

参議院議員通常選挙

投票日 7月10日(日) 投票時間 7時～20時(公示日6月22日)

今後の国政の方向を決める重要な選挙です。必ず投票しましょう。

また、今回の選挙から選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられました。

投票日に投票所に行くことができない人は、公示日の翌日から期日前投票ができます。

期日前投票ができる期間・場所は、次のとおりです。なお、今回の選挙から期日前投票ができる場所を増やしており、投票する人の投票区に関係なく投票することができます。

▶期日前投票ができる期間・場所

期日前投票所	所在地	期間・時間
市役所(選挙管理委員会事務局)	上の町 537	公示日の翌日～7月9日(土) 8時30分～20時
有明庁舎(相談室)	有明町大三東戊 1327	
島原文化会館(展示ホール ロビー)	城内一丁目 1177-2	
杉谷公民館(大ホール)	宇土町乙 687-1	7月7日(木)～7月8日(金) 9時～18時
壺丘公民館(1階和室)	新町二丁目 103-1	
白山公民館(第3・4研修室)	西八幡町 7657	
安中公民館(大ホール)	大下町丙 1114-1	
三会農村環境改善センター(多目的ホール)	中原町乙 1935-3	

▶問い合わせ先 選挙管理委員会(☎63-1111 内線311)

定住促進に向けた奨励金を交付します

市では、一人でも多くの人に島原に住んでもらおうと、市有地(仁田住宅団地分譲地27区画、安中地区分譲地10区画)の「分譲地を購入した人」、「分譲地に家を建てた人」、「分譲地に家を建て定住した人」に対し、次のとおり奨励金を交付します。

①市有地分譲地売却促進奨励金

分譲地を購入した人(法人を含む)に土地購入代金の10%(千円未満切捨)を交付します。

▶申請期間 売買契約日から1年以内

②定住促進(新築)奨励金

本人または親族が購入した分譲地の売買契約日から、3年以内に住居を新築して住民登録をした人に、次のうち少ない額を交付します。

○住宅建築契約のうち、本人が負担した額の10%(千円未満切捨)

○50万円(市内事業者施工の場合)または30万円(市外事業者施工の場合)

▶申請期間

定住した日から1年以内

③定住促進(若年世帯移住)奨励金

購入した分譲地に家を新築し、県外から初めて島原市に移住した、配偶者および小学生以下の同居家族がいる40歳以下の人に、土地購入代金のうち本人が負担した額(1万円未満切捨)を上限として、①の金額を定住の翌年度から最長9年間交付します。※最長9年間受けると、①の奨励金と合わせて、土地購入代相当になります

※該当者が複数の場合は抽選となります

▶申請期間 定住した日の翌年度の10月1日から3月31日まで

▶申込方法 契約管財課に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、申し込んでください。申請書は市ホームページ(<http://www.city.shimabara.lg.jp/>)からもダウンロードできます

▶申し込み・問い合わせ先 契約管財課財産管理班(☎63-1111 内線261)